

~~有 料 ・ 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

① 令和0年00月00日

厚生労働大臣 殿

変更後の法人名称を記載してください。

(ふりがな) やまぐちろうどうきょうどうくみあい

②申請・届出者 氏名 山口労働協同組合

りじちよう なかがわら たらう
理事長 中河原 太郎

8以外の全文を抹消してください。

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

例：法人・事業所所在地を
山口市 → 宇部市 へ変更する場合

③許可・届出番号	35-特-999999	
(ふりがな) ④氏名又は名称	やまぐちろうどうきょうどうくみあい 山口労働協同組合	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 5 3 - 0 0 0 0	電話 083 (995) 0000
	やまぐちけんやまぐちしなかがわらちよう 山口県山口市河原町0番地00	
⑥事業所	(ふりがな) 名称	やまぐちろうどうきょうどうくみあいむりようしよくぎょうしょうかいじよ 山口労働協同組合無料職業紹介所
	(ふりがな) 所在地	やまぐちけんやまぐちしなかがわらちよう 山口県山口市河原町0番地00

④⑤⑥欄は変更前の内容を記載してください。
④⑤欄は法人の名称・所在地を記載してください。

⑥欄は変更の対象となる事業所を記載してください。
ただし、法人の名称・所在地の変更を行う場合
で事業所が複数ある場合は、全ての事業所を記載
してください。記載しきれない場合は別紙を
作成・添付してください。

⑦変更事項	法人の住所・事業所の所在地変更	
⑧変更前	法人の住所：〒753-0000 山口県山口市河原町0番地00 TEL 083-995-0000 事業所所在地：〒753-0000 山口県山口市河原町0番地00 TEL 083-995-0000	
⑨変更後	法人の住所：〒755-0000 山口県宇部市北琴芝1丁目0番地00 TEL 0836-31-0000 事業所所在地：〒755-0000 山口県宇部市北琴芝1丁目0番地00 TEL 0836-31-0000	
⑩取扱職種の範囲等		
⑪変更(廃止)年月日	令和0年00月00日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	(例) 主たる事務所及び事業所移転のため	
⑭備考	担当者：総務担当 平川 涼子 0836-31-0000	

⑧⑨欄は原則、法人登記事項証明書又は住居表示どおりとし、事業所について別の表記を希望される場合は当室へご相談ください。
郵便番号・電話番号の記載もお願いします。

届出は事後報告となりますので、変更年月日以降に提出してください。

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

なお書きは、全文抹消してください。